

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市夜間急病センター条例(平成19年釧路市条例第68号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(診療日及び診療時間)

第2条 釧路市夜間急病センター(以下「急病センター」という。)の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

- (1) 診療日 毎日
- (2) 診療時間 午後7時から翌日の午前7時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休診し、又は診療時間を変更することができる。

(遵守事項)

第3条 急病センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。